



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年11月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 デリシア軽井沢店  
 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字野沢原1323-1002ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社デリシア  
 代表取締役 阿部 仁志  
 松本市大字今井7155-28
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社デリシア  
 代表取締役 阿部 仁志  
 松本市大字今井7155-28
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成29年7月5日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,814平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 104台
  - (2) 駐輪場の収容台数 20台
  - (3) 荷さばき施設の面積 176平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 40立方メートル
 (注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社デリシア	午前9時	午後11時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 

時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 入口 3か所 出口 3か所 合計6か所  
 (注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前8時30分から午後8時まで
2	午前5時から午前8時30分まで

- 8 届出年月日  
平成28年11月4日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間  
平成28年11月21日から平成29年3月21日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

平成28年11月14日、高瀬川右岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成28年11月21日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年11月21日

長野県上伊那地方事務所長 堀田 文雄

- 1 (1) 許可番号  
平成27年12月28日 長野県上伊那地方事務所指令27上伊地建第36-6号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上伊那郡宮田村1512、1513、1519
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上伊那郡宮田村2689  
株式会社ユーエスアイ 代表取締役 浦野 浩
- 2 (1) 許可番号  
平成28年5月30日 長野県上伊那地方事務所指令28上伊地建第37-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
駒ヶ根市赤穂8950、8951-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
駒ヶ根市赤穂9172

小澤建設株式会社 代表取締役社長 小澤 長三

都市・まちづくり課

正 誤

平成27年12月17日付け長野県規則第54号「事務処理規則及び長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則」中

ページ	行(箇所)	誤	正
19	下から4	別表第2の2	別表第2の3

地域福祉課